

○長崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

平成9年3月28日

規則第31号

改正 平成12年3月31日規則第97号

平成12年12月28日規則第148号

平成14年3月29日規則第47号

平成16年3月15日規則第14号

平成17年3月31日規則第39号

平成18年10月2日規則第97号

平成28年3月31日規則第47号

令和3年3月31日規則第37号

令和7年5月19日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行について、法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令7規則53・一部改正)

(試掘等の許可)

第2条 法第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、障害物の伐除・土地の試掘等許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、障害物の伐除・土地の試掘等許可証(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(令7規則53・一部改正)

(身分証明書)

第3条 法第7条第1項(法第24条第2項、第43条第2項又は第48条において準用する場合を含む。)及び第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第3号様式)とする。

(令7規則53・全改)

(許可申請書の添付書類)

第4条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請に係る土地の区域の求積平面図
- (2) 工事主の資力及び信用に関する申告書（第4号様式）
- (3) 工事主に係る主たる取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書
- (4) 工事主が工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けていることを証する書類
- (5) 工事主が個人の場合にあっては、最近3年の所得税の納税証明書
- (6) 工事主が法人の場合にあっては、最近3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書及び事業経歴書
- (7) 工事施行者の能力に関する申告書（第5号様式）
- (8) 工事施工者が法人の場合にあっては、登記事項証明書、事業経歴書及び建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- (9) 宅地造成等の施行同意書（第6号様式）
- (10) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の規定により同意を得た者の印鑑証明書
- (11) 申請に係る土地の登記事項証明書及び土地の公図の写し
- (12) 設計者の資格に関する申告書（第7号様式）（政令第21条各号（政令第31条第2項の規定において準用する場合を含む。）に掲げる措置に係るものに限る。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
（令7規則53・全改）

（工事の工区分割の申請）

第5条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号又は第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（平18規則97・一部改正、令7規則53・全改）

（工事着手の届出）

第6条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は法第27条第1項の届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(平18規則97・追加、令7規則53・一部改正)

(災害発生のおそれがないと認められる工事)

第7条 省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

(令7規則53・追加)

(不許可通知書)

第8条 法第14条第2項又は第33条第2項の規定による不許可の通知は、不許可通知書(第9号様式)により行うものとする。

(令7規則53・追加)

(協議の申出)

第9条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市(以下「国等」という。))が、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により協議を行おうとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(第10号様式)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第1項各号(第7号から第9号まで及び第12号を除く。第12条において同じ。))及び第4条各号(第2号から第6号まで及び第8号を除く。以下この項及び第12条において同じ。))の書類を添付し、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の協議書(第11号様式)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第2項各号(第5号から第7号まで及び第10号を除く。第12条において同じ。))及び第4条各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、当該協議に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区の位置、区域及び規模を明示するものとする。

2 市長は、法第15条第1項又は第34条第1項の協議が成立したときは、当該協議をした者に対し、前項の協議書の副本に所要事項を記載した上で、協議成立通知書(第12号様式)により通知する。

(平18規則97・追加、令7規則53・旧第7条繰下・一部改正)

(工事の変更許可)

第10条 法第16条第1項又は第35条第1項の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第37条第1項又は第67条第1項の書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付し、土石の堆積に関する工事にあつては省令第37条第2項又は第67条第2項の書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

い。

2 第8条の規定は、前項の変更の不許可の通知について準用する。

(平18規則97・追加、令7規則53・一部改正)

(工事の軽微な変更届出)

第11条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、工事の変更届出書(第13号様式)によるものとする。

(平18規則97・追加、令7規則53・一部改正)

(工事の変更協議の申出)

第12条 国等が、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により変更の協議を行おうとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(第14号様式)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第1項各号及び第4条各号の書類のうち計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付し、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の変更協議書(第15号様式)の正本及び副本に、それぞれ省令第7条第2項各号及び第4条各号の書類のうち計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 第9条第2項の規定は、前項の変更の協議について準用する。

(平18規則97・追加、令7規則53・全改)

(工事の中止・廃止・再開の届出)

第13条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止・廃止・再開届出書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第15条第1項又は第34条第1項の協議が成立した工事について準用する。

(令7規則53・追加)

(工事の完了検査等)

第14条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を完了したときは、省令第40条の完了検査申請書又は省令第43条の確認申請書に工事の完了の概要が分かる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、第5条の規定により工区を分けて法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事の一部が完了した場合において、当該工区の土地が独立して使用に供しうるものであり、かつ、工区の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申請により、当該工区について、法第17条第1項又は第36条第1項の規定による工事完了検査又は法第17条第4項又は第36条第4項の規定による工事完了確認を行うことができる。

3 前項の申請を行おうとする工事主は、一部完了検査（確認）申請書（第17号様式）に完了した工区部分を明示した図面及び完了の概要が分かる写真を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合していると認めるときは、一部完了検査（確認）済証（第18号様式）を工事主に交付するものとする。

5 前項の一部完了検査（確認）済証の交付を受けた工事主は、その交付を受けた日から法第17条第2項又は第36条第2項の検査済証又は法第17条第5項又は第36条第5項の確認済証の交付を受けるまでの間、前項の一部完了検査（確認）済証の交付を受けた旨を表示する標識（第19号様式）を工事現場の見やすい場所に掲示するものとする。

（平12規則97・一部改正、平18規則97・旧第10条繰下・一部改正、令7規則53・旧第13条繰下・一部改正）

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書等の交付申請）

第15条 省令第88条の規定による証明書の交付を求めようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書（第20号様式）又は宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書（第21号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（平12規則97・一部改正、平18規則97・旧第10条繰下・一部改正、令7規則53・一部改正）

（工事の定期報告等）

第16条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第22号様式）に、省令第48条第1項又は第78条第1項に規定する書類を添付し、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の定期報告書（第23号様式）に、省令第48条第2項又は第78条第

2 項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 工事主は、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、同表中欄に掲げる工程のいずれかに該当するに至ったときは、その都度、速やかに、同表右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料により作成した報告書を市長に提出しなければならない。

工事の種類	工程	報告事項
擁壁工事（高さが3メートル以下のものを除く。）	(1) 間知石積み造その他の練積み造の擁壁の床掘りが完了したとき。 (2) 間知石積み造その他の練積み造の擁壁の基礎工事が完了したとき。 (3) 間知石積み造その他の練積み造の擁壁の築造の高さが全体の高さのおよそ2分の1に達したとき。 (4) 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎の配筋が完了したとき。 (5) 鉄筋コンクリート造の擁壁の壁体の配筋が完了したとき。 (6) その他市長が必要と認めるとき。	(1) 擁壁の水抜穴及びその周辺 (2) 間知石積み造その他の練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ (3) 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋
盛土工事	(1) 段切りその他の措置が完了するとき。 (2) 排水施設を布設するとき。 (3) その他市長が必要と認めるとき。	(1) 急傾斜に盛土する場合における盛土前の段切その他の措置 (2) 暗渠排水管の施行状況
その他市長が指定する工事	市長が必要と認める工程	市長が必要と認める事項

- 3 工事主は、前項に掲げる工事について、当該工事に着手する日の2日前までに工程届を市長に提出しなければならない。

（平16規則14・旧第13条繰下、平18規則97・旧第14条繰下、令7規則53・旧第17条

繰上・一部改正)

(擁壁及び崖面崩壊防止施設の代替措置)

第17条 政令第20条第1項の規定により、河川、池、沼等の水面又は農地、採草農牧地、森林その他これらに類する場所に接する崖面において、市長が災害の防止上支障がないと認めるときは、政令第8条(政令第18条又は第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による擁壁又は政令第14条(政令第18条又は第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げるいずれかの工法とすることができる。

- (1) 石積み工
- (2) 編柵工、筋工又は積苗工
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害の防止のため適当と認める工法

(平12規則97・全改、平16規則14・旧第14条繰下、平18規則97・旧第15条繰下・一部改正、令7規則53・旧第18条繰上・一部改正)

(技術的基準の付加)

第18条 政令第20条第2項(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定により付加する技術的基準は、次に掲げる措置とする。

- (1) 盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように市長が別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置が講ぜられていること。
- (2) 政令第16条第1項第3号の規定による排水施設の管渠の勾配及び断面積において、市長が別に定める土地の目的の区分及び数値により算定した雨水その他の地表水又は地下水の流水量を支障なく流下させることができる措置が講ぜられていること。ただし、土地の規模、地勢その他周辺の状況により市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(令7規則53・追加)

(届出工事の変更届出)

第19条 法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書(第24号様式)に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書(第25号様式)

式)に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

3 法第21条第2項又は第40条第2項の規定は、前2項の届出について準用する。

4 法第28条第1項の規定による変更の届出をしようとする工事主は、当該変更の届出に係る工事のうち特定盛土等に関する工事にあつては省令第61条第1項の書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付し、土石の堆積に関する工事にあつては同条第2項の書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(令7規則53・追加)

(届出工事の完了届)

第20条 法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届(第26号様式)に工事の完了の概要が分かる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

(令7規則53・追加)

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第1号様式から第14号様式までを次のように改める。

(平16規則14・旧第15条繰下、平18規則97・旧第16条繰下、令7規則53・旧第19条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第97号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月28日規則第148号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市宅地造成等規制法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要

の整備をして使用することができる。

附 則（平成16年 3 月15日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第39号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年10月 2 日規則第97号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市宅地造成等規制法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成28年 3 月31日規則第47号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（1）から（13）まで 略

（14） 長崎市宅地造成等規制法施行細則

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年 5 月19日規則第53号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 5 月 2 3 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市宅地造成等規制法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。